

## 歯科医師によるワクチン接種等に関する日歯 Q&A (第2版)

Q9. 実技研修について、どのように行ったらよいか。

A9. 実技研修の実施方法や内容、レベル等について厚生労働省から具体的に示されておらず、当該自治体、地域医師会、地域歯科医師会等の連携の下に、調整し実施することとなっている。先行している地域では、実際に相互に生理食塩水を筋肉内注射する実習やシミュレーターを活用した実習等が行われている。

また、地域の医師会及び看護協会等においても、同様の実技研修を実施しているところも多いため、そちらとも連携いただきたい。

さらに以下の情報について、本会ホームページ(メンバーズルーム)に動画を掲載したので、各地域で行う実技研修の参考とされたい。なお、これはあくまでも補助的な教材であり、視聴したことで実技研修を修了したことにはならない。

今後も、実技研修等に関して情報提供がある場合には、迅速に都道府県歯科医師会と共有する。

※参考資料 日本歯科医学会提供動画

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について(実技研修企画例)」

<https://www.jda.or.jp/member/practical/movie.html>

Q10. 筋肉内注射の経験を有している歯科医師は研修を免除されるか。

A10. 筋肉内注射の経験の有無に拘らず、厚生労働省が示した研修(本会E-システムで受講が可能)を全員が受講する必要がある。また、筋肉内注射の経験がある歯科医師であっても実技研修を受けることが望ましいが、これについては義務ではない。

Q11. 地域歯科医師会で集合研修を実施した場合、地域歯科医師会が受講修了証を発行することで問題ないか。

A11. 集合研修は、E-システムの活用が困難な会員等への対策の一環と捉えている。地域歯科医師会が集合研修を実施し、会員がしっかりと受講したことを確認した上で受講修了証を発行することで、必要な研修を受講した扱いとなる。

Q12. ワクチン接種以外に、接種液の希釈に係る業務についても協力要請を受けたが、これは可能か。

A12. 接種液の希釈については医行為に該当しないため、歯科医師も行うことが可能であることを厚生労働省に確認している。

Q13. 協力歯科医師の処遇について。

A13. 全国一律ではないため、地域歯科医師会が協力要請元の自治体に確認の上、調整にあたっていただきたい。また本会は、引き続き国に対し必要な働きかけを行っていく。報酬について先行地区では、一回の出務あたりの日当形式が多いようである。(日歯 Q&A 第1版 Q7 を参照)

Q14. ワクチン接種の業務にあたることで、歯科医師が感染または濃厚接触者となり、休診を余儀なくされた場合の補償について。

A14. 協力要請元である自治体に対し、地域歯科医師会が補償の有無や内容について確認し、必要な対応にあたっていただきたい。さらに歯科医師会で団体加入している民間保険、あるいは個人で加入している民間保険の対象となることがあるため、保険会社または取扱代理店に確認されたい。

Q15. 歯科医師がワクチン接種をしたことで、医療事故等が発生した場合の責任の所在について。

A15. 状況に応じた個別判断になるものとする。なお参考として、一般的な予防接種後の副反応による健康被害については、国が救済給付を行うこととなっており、接種を行った者の職種に関係なく、救済給付に係る費用は国が負担することになる。

また以下に、本件に関する「損害保険ジャパン株式会社」の見解を示す。

歯科医師のワクチン接種において医療事故が発生した場合、まずはワクチン接種の実施主体である国、あるいは運営主体である市町村が賠償の相手方となる。但し、医療事故の原因が歯科医師にある場合に、当該歯科医師についても賠償の相手方となりえる。また仮に、当該歯科医師に関与した医師の関与内容に問題がある場合には、その医師についても賠償の相手方となりえる。

歯科医師のワクチン接種行為に過失がある場合に、歯科医師個人が保険に加入している場合には、その保険の対象となるものと考えられるが、法人経営の歯科医院等で法人が保険加入している場合には、当該法人自体の責任が追及されるケースは別として、あくまで歯科医師個人の責任を追及される限りにおいては、法人の保険では対象外となる。

以上